

# 平成29年度沖縄借料予算案が「1.1%増」で決定される



発行所



土地連

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

北谷町字桑江129番地4  
発行人 比嘉宏仁  
電話 (098) 923-2258  
FAX (098) 923-2257

## 主な紙面紹介

- 1面 平成29年度沖縄借料予算案が「1.1%増」で決定される
- 2面 平成28年度における本会の活動について

政府は、平成28年12月22日の閣議において、「平成29年度一般会計歳入歳出概算について」を決定しました。この閣議決定に基づき、平成29年度の沖縄県の駐留軍用地等の借料予算は、「対前年度比1.1%増」の約998億4千万円となることが決まりました。

なお、予算は、最終的に国会での審議を経て成立することになりますが、本会では、関係機関と連携を密にしながら、要請、政策提言活動に取り組みでいきます。

### 「総会」の決定に基づき要請活動を展開

平成29年度の借料の要請については、平成28年6月24日に開催された「第93回定時総会」において、次のとおり決定されました。

- 平成29年度軍用地等借料の増額措置について(要請)「要求額819億円(本会会員分)前年度比4.3%増(34億円増)」



藤丸防衛大臣政務官へ要請書を手交する眞喜志会長(7月21日、防衛省)

本要請に当たっては、この間、「評価地目の適正な見直し」を実現するため、段階的に実現可能な要求額を算出し、要請していくことを基本的な考え方として決めてきたものであります。平成29年度の要求についても、この考え方を継続させ、評価地目や借料の支払単価の見直しに向け、前年度未達成額も併せて要求していくことになりました。さらに、今年度は本会会員の所属地主会会員のみの増額を図るため、非会員分を除

ながら評価地目の見直しの必要性について、訴えました。要請活動は、本会の役員が平成28年7月20日に沖縄防衛局長、翌21日に防衛省において要請を行いました。防衛省における要請では、三役が藤丸防衛大臣政務官に面会し、眞喜志会長から要請の趣旨を述べ、大臣宛の要請書を手交しました。その後、役員全員で榎賀施設管理課長、三役において、深山地方協力局長と面談し、地権者や地主会を取り巻く情勢や地域の実例を踏まえ

## 「平成29年度概算要求額(沖縄借料)について」

- 予算案 約998億4千万円
- 前年度比 1.1%増(約11億円増)

防衛省は、本会に対して平成28年8月5日、平成29年度借料予算案について、同年8月2日に閣議了解された「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき、沖縄の借料予算の概算要求額として、「対前年度比1.0%増」を提示しました。しかしながら、本会から要請した「対前年度予算比4.3%増」とは、大きくかけ離れたものであったことから、本会では、理事会を開催し、防衛省からの提示額について協議を行った結果、更なる上乗せを求めていくため、上京して要請活動を実施することを決定しました。

### 上乗せ交渉の結果、概算要求額が決定

防衛省への要請は、8月24日に全役員が上京して行われました。要請では、面談した榎賀施設管理課長に対し、眞喜志会長から、提示のあった概算要求額は受け入れることができず、上乗せを求めて上京した旨を報告し、再考を促しました。それに対して、防衛省側から「提示額に更なる上乗せができるように努力する」と旨の回答を得ました。同日、現地で緊急理事会を開催し、その対応について協議しました。その結果、更なる上乗せを目指すこと、交渉は三役に一任することを決定し、三役が再交渉に臨むこととなりました。

三役は、8月25日に深山地方協力局長と面談し、更なる上乗せを強く求めました。その結果、「対前年度比1.1%増」の提示を受けたことから、三役は最終的にこれを受け入れることを表明し、その後、全役員へ同提示額にて最終的に妥結した旨を報告しました。こうした要請活動を行った結果、防衛省は8月31日に、本会と妥結した提示額のとおり概算要求額が決定したことを発表しました。



県選出国会議員との意見交換(12月18日、土地連会館会議室)

### 政府案は概算要求額どおり満額を確保

本会では、予算の閣議決定に先立ち、概算要求額が政府案として満額確保できるように、県選出国会議員や関係機関と情報、意見交換を行うてきました。

意見交換等を踏まえて、三役は防衛省へ直接、満額確保のお願いと内容確認を行うため上京しました。平成28年12月19日に深山地方協力局長を訪問した際、概算要求通り一貫して、重要な予算であると位置付けている、最後までご希望に沿うようしっかりと確保していきたい旨の説明を受け、眞喜志会長から、引き続き国会にて予算が成立するよう、協力を求めました。



満額確保のお願いのため深山地方協力局長を訪問した三役

# 平成28年度における本会の活動について

## 沖縄における駐留軍用地の返還について(要請)

平成28年11月29日、三役及び関係地主会長は、沖縄防衛局、沖縄総合事務局、外務省沖縄事務所へ、「沖縄における駐留軍用地の返還について」、要請を行いました。

同要請は、平成25年4月5日に、日米両政府から発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて明らかにされた、嘉手納飛行場より南の6施設・区域の約1048ヘクタール+α(追加分)の返還によって、地権者へ不安や経済的負担が生じないよう措置等を求めたものです。

同要請を受けて、要請先からは「米側との折衝を含めて期待に添えられるよう頑張っていくたい(井関外務省沖縄事務所副所長)」、「すでに返還されているキャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区(宜野湾市)についても跡地利用が円滑に進むよう、推進・支援させてもらっている。本要請があつたことは、内閣府にも伝えていきたい(仲程沖縄総合事務局次長)」、「跡地利用特措法が新たに制定されるなど、返還をめぐる情勢は変化してきている。ご要請の趣旨をしっかりと念頭に入れて対応していきたい(中嶋沖縄防衛局長)」、旨のコメントがありました。



中嶋局長へ要請書を手交する眞喜志会長(沖縄防衛局)

## 「返還跡地助成金」を読谷村地主会へ交付

平成28年6月7日、土地連会議室において、全役員立会いのもと、読谷村地主会(比嘉正道会長)へ返還跡地助成金22万1千円を交付しました。

この助成金は、「市町村地主会の返還跡地に係る対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用を促進する」ことを目的とした規程に基づく財政的支援です。今回は、平成27年9月30日付で返還されたトリエ通信施設の一部の返還跡地約3万㎡を対象にした交付で、「返還前」、「返還後」、「引渡後」の交付時期のうち、「返還後」分の交付となります。

今回の交付を受け、比嘉



比嘉会長へ助成金を交付(土地連会館会議室)

読谷村地主会長からは、「支援していただき、大変感謝している。今回の交付は「返還前」に続き、2回目となるが、この助成金をしっかりと跡地利用のために有効活用していきたい」との感謝の言葉がありました。

## コラム

### 軍用地等の法律・税務について(第1回) 相続及び贈与の際に適用される軍用地等の評価倍率改正の影響について

「軍用地を相続した場合の税金は?」「施設によって軍用地の評価倍率はどうなっているの?」といった軍用地に関する疑問について、専門家より、わかりやすく「コラム」として説明させていただきます。

第1回目は、本会顧問税理士の仲地祐三氏より、相続・贈与に関する評価倍率の改正による影響について、解説させていただきます。



仲地 祐三 氏

#### ◆ 経 歴 ◆

○沖縄県軍用地等地主会連合会、沖縄市軍用地等地主会、うるま市軍用地等地主会、金武町軍用地等地主会の顧問税理士。  
○昭和61年に琉球大学法文学部経済学科を卒業後、沖縄国税事務所の国税専門官として採用。平成18年に石垣税務署調査部門 統括国税調査官に就任するなどして、平成23年の退職まで、25年間にわたる税務署勤務を行う。  
○平成23年に税理士登録、平成25年仲地祐三税理士事務所を開設し、現在に至る。

平成28年1月1日以降に相続若しくは贈与により取得する財産に適用される軍用地等の評価倍率が改正されました。これにより相続税及び贈与税の負担が大きくなりました。主な施設の評価倍率は次のとおりです。

### ○ 軍用地等の評価倍率表

市町村	施設名	地目	固定資産税評価額に乗じる倍率		
			27年分	28年分	増加率
沖縄市	嘉手納飛行場	雑種地	1.9	2.2	15.8%
宜野湾市	普天間飛行場	雑種地	1.5	1.7	13.3%
那覇市	航空自衛隊那覇基地	雑種地	2.1	2.5	19.0%

※上記評価倍率は国税庁ホームページに公開されています。

評価倍率が上がったことにより、相続税の負担額がどのくらい増えるかについて、①軍用地料が年間5百万円、②軍用地以外に自宅(土地・建物)があり、相続税評価額は1千5百万円、③夫(被相続人)は、平成28年1月に死亡。相続人は妻、子3人の計4人、④預貯金はなく、財産を法定相続分どおりに取得したものととして計算、という4つの前提のもとでサンプル調査を行いました。

その結果、軍用地の評価倍率は15・8%の増加にも関わらず、実際に納付する相続税額は平成27年分が約122万円であるのに対して、平成28年分は約184万円となり、51%も増加しました。

相続税に関しては、①平成27年の基礎控除額の4割引き下げ、②平成28年の評価倍率の引き上げにより、実質的に大幅な増税となりました。

法定相続人が4人の場合、基礎控除額がこれまでの9千万円から平成27年以降は5千4百万円となります。サンプル調査の事例では、平成26年に相続が発生してれば、相続財産が基礎控除額9千万円よりも少なくなるので、相続税はかからなかったこととなります。

まずは、土地や建物などの自分の財産の評価額及び相続税額(概算)を把握することが大切です。その上で、財産に占める預貯金の割合の高い方は、贈与税の基礎控除(110万円)や生命保険の非課税枠(5百万円×法定相続人の数)を活用することにより課税遺産額を減らすことができます。

なお、①配偶者の税額軽減(1億6千万円まで又は法定相続分が2割超)は相続税がかからない、②小規模宅地の特例(1/2)になった方が住まいに使っていた土地で一定の要件を満たせば330㎡までは評価額を80%減額)は遺産分割協議の成立が要件となっており、相続争いをしている間はこれらの特例等を受けられません。相続争いを防ぐためにも、遺言書を作成しておくことをお勧めします。

また、遺産分割に当たっては、一次相続だけでなく、二次相続も考慮することが、トータルで相続税額を少なくすることに繋がります。

このコラムが、築き上げた財産や先祖から引き継いだ財産をできるだけ減らすことなく子孫へ引き継ぎたいのであれば幸いです。

より便利で使いやすい土地連ホームページへリニューアルの「案内」

本会では、平成28年10月26日付でホームページのリニューアルを行いました。これまで、本会では、地主会の場所や電話番号について問い合わせを受ける機会が多くありましたが、こうしたことから、ホームページ上においても、これらの情報について確認できるような、新たに地主会を紹介するページを追加しました。

地主会紹介ページでは、①所在地や電話番号は、①所在地や電話番号

のほかに、②市町村内の施設や地主数といった基本情報、③地主会から各地主へのお知らせ事項といった情報を掲載しました。

他にも、本会のホームページでは、これまで発行した土地連会報や駐留軍用地等に関する記事等を掲載しております。今後も充実強化に努めてまいりますので、ぜひとも、本ホームページをご活用いただけますよう、お願いいたします。

**土地連** 検索

[www.okinawa-tochiren.jp](http://www.okinawa-tochiren.jp)

沖繩の時代と共に歩む

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)

電話 098-923-2258 受付時間 9:00~17:00まで

沖繩の軍用地

沖繩県は終戦後から現在も駐留軍の影響が強く、アメリカ統治時代から沖縄返還後、現在に至るまで、軍用地や地主などについて様々な問題が起っています。一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会では、このような軍用地に関わる問題解決や地主の財産

リニューアル後のトップページ

在日米軍従業員の事前募集について

「LMO」で検索

(<http://www.lmo.go.jp>)